

外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）【関連部分抜粋】

（令和 2 年 3 月「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」）

4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

<現状と課題等>

- 外国人児童生徒等の多くは、自らの選択ではなく、保護者の就労・結婚・進学等に伴い来日している場合が多いと推測される。中には、日本語の習得や学校での学習に対し、前向きに取り組むことができない例も見られる。
- 高等学校段階については、文部科学省の調査³⁶から、中途退学率の高さや大学等への進学率の低さ、就職者における非正規就職率の高さなどが明らかとなっている。
- 外国人児童生徒等の高等学校への進学に関しては、教育委員会や各学校において、進路指導や進路ガイダンスを通じた進学促進の取組が進められている。また、公立高等学校では、外国人生徒等を対象とした特別定員枠を設定し、入学者選抜を行う学校もあるが、現状では一部の地域にとどまっている。入学者選抜に関しては、試験教科の軽減や問題文の漢字へのルビ振りなど、外国人生徒等に対する配慮を行う取組を行っている例もある。
- 高等学校については、入学者選抜における配慮等に加え、入学後の日本語指導や学習面・生活面の支援なども充実が必要との指摘もある。文部科学省では、令和元年度から、地方公共団体が行う
 - ・高等学校等における日本語指導・教科指導の充実
 - ・高校生等に対するキャリア教育や進路指導の充実
 - ・高校生等に対する生活相談や心理サポートに資する取組
 - ・高校生等に対する放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組

³⁶ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査（平成 30 年 5 月）」による。

等に対する補助事業を実施しているが、これらの取組の一層の充実が期待される。

【日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年5月）】

- 日本語指導が必要な高校生等の中途退学の状況 378人（9.6%）
（参考）全高校生等（特別支援学校の高等部は除く）の中途退学の状況 28,929人（1.3%）
- 日本語指導が必要な高校生等の大学等進学状況 297人（42.2%）
（参考）全高校生等の大学等進学状況 533,118人（71.1%）
- 日本語指導が必要な高校生等の非正規就職状況 98人（40.0%）
（参考）全高校生等（全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ）の非正規就職状況 6,746人（4.3%）
- 日本語指導が必要な高校生等で卒業後に進学も就職もしていない者の状況 128人（18.2%）
（参考）全高校生等で卒業後に進学も就職もしていない者の状況 50,373人（6.7%）

※全高校生等のデータは「平成29年度学校基本調査」「平成30年度学校基本調査」「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から算出。各調査が調査対象に含める高等学校の課程が異なるため、データごとに母数が異なる。

<取組の方向性>

- 外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要である。
- 特に、外国人生徒の高等学校への進学が促進されるよう、公立高等学校入学者選抜において、外国人を対象とした特別定員枠の設定や、受検に際しての配慮等の取組が全国的に進むことが期待される。
- また、公立高等学校において、外国人生徒等に対する日本語指導や、必要に応じた教科の補習など、きめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要である。
- 更に、早い時期からの進路ガイダンスやロールモデルの提示、インターンシップ等による進路指導・キャリア教育の充実や、生活相談・進路相談等の支援の充実など、進路選択に当たっての支援の取組が望まれる。こうした取組に際しては、教育委員会・学校が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域若者サポートステーション、NPO等と連携し、放課後の居場所づくりを含む包括的な支援を行うことが重要である。
また、外国人児童生徒等の進路選択については、その保護者も必要性を認識し、子供とともに将来のキャリア形成について考えてもらうことも重要である。進路ガイダンス等で保護者に対しても適切な情報提供や相談を行い、進学や就職のための準備を進めるよう促すことが望ましい。
- 外国人生徒の就職に当たっては、在留資格変更の手続きが必要となることが多い。資格変更の要件等については、出入国在留管理庁から地方公共団体や外国人を雇用する企業等に対し、広く情報提供等を行うことが求められる。
- 中学校段階においては、小学校での学習の積み重ねを基に、外国人生徒等の日本語能

力の評価を一層充実し、適切な日本語指導・教科指導を行うことにより、高等学校への進学を促進することが求められる。

<速やかに実施すべき施策>

- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした先進的な取組事例について、地方公共団体に情報を共有するとともに、各地域の実情に応じ、外国人特別定員枠の設定などの取組を促す。
- 外国人生徒等の高等学校への進学状況や、各都道府県における高等学校入学者選抜の際の配慮等の実施状況について、現状を把握・公表することにより、各地域での取組を促進する。
- 教育委員会・学校が関係機関と連携し、高等学校における日本語指導等の体制構築や、中学校・高等学校段階の外国人生徒等に対する進路指導・キャリア教育の取組が進められるよう、文部科学省が実施する補助事業を継続するとともに、地方公共団体における活用を促進する。
- 高等学校において外国人生徒等に対する指導・支援を円滑に実施するためには、小学校・中学校段階でどのような指導を受けてきたのかを把握することも重要である。このため、小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえて必要な情報を整理し、情報共有を図るよう促す。

<実現に向けて取り組む課題>

- 外国人学校等を卒業後、高等学校への進学を希望する外国人生徒等について、各高等学校の判断により、当該学校の入学者選抜の受検が認められているなど、都道府県によってその取扱いが異なる中で、より適切な配慮が行われるための方策を検討すべきである。
- 高等学校における外国人生徒等への指導の充実を図るため、「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方について、検討を進める必要がある。
- 各地方公共団体・学校における、外国人児童生徒等に対する指導の現状等を踏まえて、高等学校版 JSL カリキュラムの策定等についても、検討を行う必要がある。